

## 京都府立医科大学附属病院長候補者の選考基準

平成30年9月20日  
京都府公立大学法人  
理事長 金田 章裕

京都府立医科大学附属病院長の選考等に関する規程第4条の規定に基づき、京都府立医科大学附属病院長候補者の選考基準を下記のとおり定める。

### 記

病院長候補者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 学内外を問わず、日本国の医師免許を有する者
- (2) 附属病院の理念及び基本方針に基づいた病院運営を行う能力を有する者
- (3) 医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者
- (4) 病院での組織管理経験及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有する者

#### (参 考)

##### <附属病院の理念及び基本方針>

(理 念) 世界トップレベルの医療を地域へ

(基本方針) ・ 高度で安全な医療を提供します。

- ・ 患者さんの権利を尊重し、患者さん本位の医療を提供します。
- ・ すべての医療人は互いに連携し、チーム医療を推進します。
- ・ 新しい医療を開発するとともに、未来を担う医療人を育成します。
- ・ 京都府における基幹病院として、地域医療に貢献します。